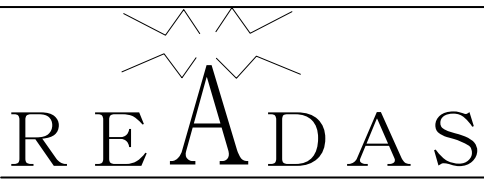


第 5143 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月14日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 請負工事等にかかる収益の計上

**Q**：建設会社には、請負工事にかかる収益の計上基準の特例があるそうですが、どうなっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

請負による収益は、原則として、目的物を施主に引き渡した日、又は役務の全部が完了した日の事業年度の益金の額に算入することとなっています。

しかしながら、期間が長期にわたる工事について、この基準を適用しますと、工事期間中には利益が計上されないという不合理が生じますことから、工事の進行程度に応じて利益計上をしていく工事進行基準というものが認められています。

ただし、着工事業年度後において、この基準により経理しなかった場合や進行途中で損失が生ずると見込まれることになった工事など一定の工事については、工事進行基準は適用できず、工事完成基準によって収益等を計上しなければなりません。

また、工事のうち次のすべてを満たす長期大規模工事の請負については、原則とは逆に工事進行基準しか認められず、工事完成基準を採用することはできないことになっていますので注意してください。

- ① 工事期間が1年以上の工事
- ② 請負金額が10億円以上の工事
- ③ 請負金額の半額以上が工事の目的物の引渡期日の1年経過前に支払われる契約である工事

